

展望論文**聴覚障がい教育における合理的配慮とその課題**

中瀬 浩一

(同志社大学免許資格課程センター)

Reasonable Accommodation in Deaf Education and Its Challenges

Koichi Nakase

In 2006, Japan implemented significant legal changes following the adoption of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities. These changes included amendments to the Basic Act for Persons with Disabilities and the introduction of the Act on the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities, establishing the right to reasonable accommodation, with an emphasis on individual choices and consultations.

While most research has focused on reasonable accommodation in higher education institutions, there is a notable lack of research regarding the challenges faced by children with hearing impairments in inclusive environments. These children encounter difficulties in understanding, experience learning delays, grapple with friendship issues, and often face a lack of teacher understanding in inclusive settings. Hearing status significantly affects their academic and language abilities, occasionally leading to psychological issues. Adequate teacher understanding and support are essential. Additionally, children with mild to moderate hearing impairments also require assistance, such as assistive devices and improvements in the educational environment.

Moreover, the significance of self-advocacy at the university level is emphasized, with the support system and community presence playing pivotal roles in its effectiveness. It remains crucial to provide diversified support and nurture self-advocacy skills for children with hearing impairments in inclusive learning environments.

Keywords: Deaf Education, Reasonable Accommodation, Consensus Building, Expression of Intent, Self-Advocacy

1. はじめに

国連総会での「障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）」の採択（2006年）後、国内では「障がい者制度改革推進本部」の設置（2009年）、障害者基本法の改正（2009年）、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012年）、「障害を理由とす

る差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」（2013年）など、法制度整備などが行われた。そして、2013年末には衆参本会議で「障害者権利条約」の締結が全会一致で承認され、2014年1月に批准書を国連に寄託した。これにより、「障害者の合理的配慮の権利が確認され、当事者による表明と手続きが保障」（雪丸・石井，2020）されることになった。学校における合理的配慮の提供には設

置者・学校と本人・保護者との建設的対話による合意形成が重要とされている（阿部，2017；倉田他，2018）。その際、本人の教育的ニーズと意欲や意思を可能な限り尊重しつつ、根拠資料を基に、本人と協議の上で合理的配慮を決定していく必要がある（丹治・野呂，2014）。

大学など高等教育機関における合理的配慮に関する取り組みや研究・報告例は多く存在する（阪田，2021；「聴覚障害学生の意思表示支援のために」編集グループ，2017）が、インクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児に関するものは多くはない。そこで、本稿ではインクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児が抱える合理的配慮にまつわる課題を文献等から考察する。

2. インクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児の課題

インクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児が抱える課題として、聞き取りの問題や学習における問題、友人関係の問題、教師の理解の問題などがある。以下に、各課題の概要を示す。

（1）聞き取りの課題

きこえない・きこえにくいというきこえに関する課題がまず存在する。通常、補聴器は1 m程度離れた話者の音声を聴取することを想定して調整している。その環境も比較的静かな場所で1対1での会話が原則である。しかし、現実の学校（教室）環境は、このような状況からはかけ離れたものとなっている。片岡他（2021）の研究では、インクルーシブ環境での教育経験のある小学校5年以上25歳未満89名を対象に質問紙調査を行った結果、全例が1対1の静かな場所では問題がないとしていたが、「授業でのききとりに関しては80%に満たない者が6割以上を占め、多くは雑音下や距離がある場所での聞き取りには難渋している」と報告している。このように聴取環境の影響による聞き取りの課題が大きい。

（2）学習における課題

聴覚障がい児の学力やその前提なる言語力に関する研究はこれまで数多く積み重ねられている（森，1990；四日市，1993，村上他，2013）。9歳レベルでの伸び悩み現象は「9歳の壁（峠）」ともいわれ、聴覚障がい教育では言い古されてきた用語にもなっている（森他，1985；脇中，2013）。学習や言語に関する課題は現在もなお存在し、先述した片岡他

研究（2021）でもインクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児は「難聴の程度が重くなるほど、聞き取り、音声、距離のある場所、といった悪条件の教科である英語、音楽、体育では支援が多くみられ」ていて、「学習に関して個別の介入、対応を検討する必要性も示唆される」としている。

（3）友人関係の課題

きこえない・きこえにくいことは、対人関係でも大きな影響を及ぼすことにつながる。これまでの研究でも「音声言語コミュニケーションの活用程度と学習内の理解度学校生活への適応に大きく影響している」（安田他，2012）や「コミュニケーションの困難さによって、健聴児との深い友人関係が形成されにくいことが示唆される」（鳥越，2012）といった指摘だけでなく、友人関係のトラブルや悩みを抱えている者が過半数を超え、「中高生以上になると顕著化する傾向」があり「疎外感を感じる、悩みを共有できない、周りが理解してくれないといった心理的な問題」を抱えることが報告（片岡他，2021）されている。これらは、不登校など二次的障がいにつながる可能性も考えられる（鶴岡他，2013）。

（4）教師の理解の課題

インクルーシブ環境で聴覚障がい児が学ぶとき、担当する教員の知識や理解が不可欠である（沖津，2016）。片岡らの調査（片岡他，2021）では、「板書や掲示での情報提供や、身振り・ジェスチャー・手話といった視覚情報での伝達は不足」している結果が示されている。雑音対策や補聴援助システムによる環境整備とともに、教師の話し方の工夫、視覚情報の併用などの合理的配慮の必要性があるとされている。

（5）その他の課題

その他の課題として、軽度・中等度難聴児が抱える課題を示す。身体障害者手帳の交付に該当しない聴力レベルが70dB未満の子どもであり、主に音声言語によるコミュニケーションが用いている。聴力等の状況によっては補聴器や補聴援助システムなどを使用していない場合もあり、周囲からは「きこえにくい」ということがわからない・理解されにくい子どもが多い。困り感を感じたり、補聴援助システム等の効果を感じながらも支援等を求めない場合もあり、「保護者の考え方や教師などの周囲の理解、本人の性格や難聴と言う自覚を持ちにくいことがそ

の一因とも考えられる」(藤原他, 2021) 場合もあり、解決に向けた取り組みは容易ではない。

(6) 支援・対策

上記の課題に対する支援・対策として、補聴援助システムの活用や支援員の配置、教育環境の整備や専門家による心理的負担へのアプローチなどが考えられる(鈴木他, 2014; 片岡他, 2021; 長谷川・左藤, 2022)。

補聴援助システムに活用に関する研究からは、雑音下での聴取改善の効果が大きいとされているが、補聴援助システムに関する教師の理解や視覚情報の併用など他の合理的配慮も必要である(千田, 2016; 大原他, 2020; 片岡他, 2021)。とくに、聴覚の活用がかなり可能な軽度・中等度難聴児の場合、補聴援助システムにより距離、騒音の影響の軽減できることで、聞き取りの改善が可能となる。授業の心理的ストレスを下げる配慮としてその必要性はかなり高いと考えられる(藤原他, 2021)。

さらに、これらの困難な状況に対しての聴覚障がい児自身が「どのように情報保障を受けるのか、具体的なノウハウを身につける」といったスキルや教員の理解の拡大が必須であると言われている(上村・入山, 2016)。

3. 自己の置かれた状況の認識の課題

(1) セルフアドボカシー

平林・飯野(2021)による読み書き障がいのある子どもへの合理的配慮に関する研究では、「本人さえも自分の困難さを認識できないまま、努力不足と自分を責め、ニーズが表明されない」場合があったり、「本人が自分のニーズに気付く、配慮を要請したとしても、周囲がそれを受けいれず対応がされない例」があるとされている。「外見からその困難を知ることができない」障がいとしては聴覚障がい児も同様と思われる。教員の専門的な知識や理解、ともに学び生活する子どもたちへの理解教育とともに、当事者自身が自らの置かれた状況を理解し、周りに働きかける、助けを求めることができる力や環境が必須といえる。先に示したインクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児には様々な課題があるが、合理的配慮のための意思表示に至るにはこのように自己の置かれた状況の認識についての課題がある。佐藤他(2017)は、「聴覚障害児にもどのような環境下でも自己実現していけるよう指導することが重要であ

り、支援を受けつつ、切磋琢磨させ、各々の能力を育てていくことがインクルージョンの姿と考える」と述べるように、このような「当事者本人が自分にとって必要な配慮を周囲に伝える力(能力)」を「セルフアドボカシー」とよび、近年盛んにその育成が叫ばれるようになってきた。

「難聴者が学校、社会で生きていく上で、自己肯定感をもち、自分に必要な支援を周囲に伝えるといったセルフアドボカシーのスキルを習得できるよう育成することが必要」(片岡他, 2021)であり、「セルフアドボカシーの一部の項目は就学前後に大きく伸びる」として、「少なくとも小学生以降では将来を見通した系統だった取り組みが必要である」(木村他, 2020)と言われている。また、「自分自身で場面に則した補聴機器の便利ツールや情報保障手段を活用する、自身の状態を周囲に伝え、合理的配慮や機器使用、環境調整の協力を受けるというセルフアドボカシー能力や社会的スキルが必要であり、それを習得する専門的指導を受けられる体制の整備が望まれる。」(片岡, 2022)との指摘もあり、インクルーシブ環境で学ばない・きこえない子どもに対して、系統的かつ継続的な指導や支援の重要性が近年強く求められるようになってきた。

(2) 対策・支援

小中高等学校段階でのセルフアドボカシーを考える際、かなりの実績が積み、研究や報告が行われている大学等での取り組みが参考になる。

白澤(2017)が述べるように高等教育機関で学ぶ聴覚障がい学生の多くは「幼少期から『話し合いのプロセス』に参加できず、『結果』だけを知らせる場面に何度も遭遇」していたり、「聞こえる学生たちが自然に学ぶような、集団会話のスキルを習得する機会が得られないまま大学に入学してきている学生も多い」のが実態と言われている。有海・羽田野(2022)は意思表示スキルの獲得及び活用のプロセスを「獲得前段階」、「前期獲得段階」、「後期獲得段階」、「活用段階」の4つの段階に整理している。そして、第三者による説明・依頼(第三者による意思表示)」から自らの意思表示へといかに移行していくかが重要と指摘している。具体的には、「大学入学前に「第三者による説明・依頼」に加え、「サポート付の意思表示」を経験し、大学においては「自ら説明することを促される」経験や「自己を語る機会」を持つことで、自ら意思表示をする段階へと移行する。また大学入学前に、第三者が依頼する様子を見

ていたからこそ、大学に入り第三者の存在がなくなること、「自ら声を上げる必要性に気づく」とこととなり、それが後の主体的な意思表示に影響を与えたと考えられる」としている。さらに、「意思表示スキル獲得に大きく影響しているものとして、「ピアやロールモデル、情報保障者としての横のつながりが、スキルの獲得と習熟を促す重要な資源となる」支援体制やそれに関わるコミュニティの存在」の重要性を指摘している。いる。

セルフアドボカシーを考えるとときに松崎（2017）の意見は留意しておくべきことであろう。大学等高等教育機関での合理的配慮を関する意思表示は簡単ではなく、支援者の深い理解が必須となっていることを示唆している。『『意思表示』は、ある意味『共同作業による自己語り』なのでですから、聴覚障害学生の「意思表示」に関わる支援担当教職員は『共に語る人』になれているか』が問われるのだと述べている。インクルーシブ環境でいえば、担当する教員こそが「共同作業」ができて人になることが求められるといえる。

主に18歳～22歳前後の大学生とは異なり、小学生～高校生とその年齢の幅や発達段階の違いが大きいため、大学生に向けた取り組みをそのまま適用することは困難ではある。しかし、保護者や関係者などの第三者による説明・依頼から自らの意思表示へとつなげていくことが大切で、意思表示する経験が不可欠であることは明確である。そのためには多様な支援の経験とともにピアモデルやロールモデルとの関わり場として、同じきこえない・きこえにくいもの同士の集まりが肯定的自己の形成に貢献するなど、学校教育では重要になる（廣田他，2020）。インクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児だからこそ、きこえない・きこえにくいもの同士が集まる機会が不可欠であろう。

4. おわりに

合理的配慮の実施には当事者と関係者との建設的な対話と合意形成が必須である。インクルーシブ環境での合理的配慮を実現していくためには意思表示ができる環境が不可欠であることを指摘してきた。聴覚障がい児が意思表示できるための準備や段階的な支援や関わりが大切であり、担当教師の深い理解が必要である。そのためには、専門機関としてのろう学校の役割が大きい。通級による指導や地域のセンター的機能による地域支援は、これまでも取り組

まれているところではあるが、今後は聴覚障がい児の意思表示の段階的な成長につながる支援がより重要になってくると考えられる。その対象は子どもだけでなく、その子どもに関わる教員（場合によっては保護者）が含まれることが重要である。

参考文献

- 阿部 敬信（2017）. 特別支援学校及び特別支援学級における「合理的配慮」とは何か *別府大学短期大学部紀要*, 36, 11-20.
- 有海 順子・羽田野 真帆（2022）. 聴覚障害学生の意思表示スキル獲得および活用プロセスの検討 *障害科学研究*, 46, 13-26.
- 藤原 真由美・門田 直美・矢永 美穂・平岡 東佳・申川 美晴・菅谷 明子・福田 章一郎（2021）. デジタルワイヤレス補聴援助システムが軽度・中等度難聴児の心理に及ぼす影響についての検討 *Audiology Japan*, 64(5), 359.
- 長谷川 ちか子・左藤 敦子（2022）. 通常の学校に在籍する聴覚障害児への支援における特別支援教育支援員の意識 *障害科学研究*, 46, 101-112.
- 平林 ルミ・飯野 由里子（2021）. 合理的配慮における子どもと学校の対話プロセスの分析—読み書き障害のある子どものICT活用に焦点をあてて— *日本教育心理学会第63回総会発表論文集*, 401.
- 廣田 栄子・大原 重洋・中津 真美・野原 信・岡野 由美・奥沢 忍・今川 記恵（2020）. インクルーシブ環境における思春期から青年期の聴覚障害認識の構成について：当事者視点での検討 *Audiology Japan*, 63(5), 406.
- 片岡 祐子・菅谷 明子・中川 敦子・田中 里美・門田 直美・福島 邦博・前田 幸英・假谷 伸（2021）. 両側難聴児・者が学校生活で抱える問題に関する調査の検討 *Audiology Japan*, 64(1), 87-95.
- 片岡 祐子（2022）. 身体障害者に該当しない軽度・中等度難聴の補償と支援 小児に対する補償と支援 *Audiology Japan*, 65(6), 543-548.
- 上村 千尋・入山 満恵子（2016）. 聴覚障害の児童生徒が感じる困難とその教育的支援 *新潟大学教育学部研究紀要*, 9, 167-172.
- 木村 淳子・藤吉 昭江・井出 朱里・西村 美紀・光吉 佳奈・福島 邦博（2020）. 学童期聴覚障害児におけるセルフアドボカシーの評価と検証 *耳鼻と臨床*, 66, 222-227.
- 倉田 正・霜田 浩信・丹野 哲也（2018）. 合理的配

- 慮提供時における合意形成についての検討 群馬大学教育実践研究, 35, 175-182.
- 松崎 丈 (2017). 「意思表示」に見る当事者性 「聴覚障害学生 の意思表示支援のために」編集グループ (編) 聴覚障害学生 の意思表示支援のために—合理的配慮につなげる支援のあり方— (pp.75-76) 国立大学法人筑波技術大学
- 森 寿子 (1990). 聴覚障害児の音声言語獲得に関する研究—9歳の壁を打破する教育理論開発の試み— 音声言語医学, 31(2), 195-208.
- 森 寿子・兵 行孝・川崎 康一郎 (1985). 就学聴能教育の効果—9歳の壁との関連において— *Audiology Japan*, 28(4), 665-666.
- 村上 健・平島 ユイ子・城間 将江・中川 尚志 (2013). 福岡市内聾学校在籍時と普通小学校に在籍する聴覚障害児の国語力に関する検討 耳鼻と臨床, 59(2), 45-54.
- 大原 重洋・廣田 栄子・大原 朋美 (2020). インクルーシブ環境における聴覚障害児のきこえの困難と無線補聴システムの効果に関する検討 *Audiology Japan*, 63(3), 198-205.
- 沖津 卓二 (2016). 学校保健における耳鼻咽喉科医の役割 普通学校における難聴児への対応 小児耳鼻咽喉科, 37(3), 241-245.
- 阪田 真己子 (2021). 合意形成に基づく合理的配慮の提供 薬学研究, 5, 1-6.
- 佐藤 紀代子・杉内 智子・城本 修・調所 廣之・杉尾 雄一郎・熊川 孝三 (2017). 人工内耳装用児の学校生活の現状と課題 *Audiology Japan*, 60(2), 143-151.
- 千田 いづみ (2016). 難聴児に対する補聴援助システムの有用性 小児耳鼻咽喉科, 37(3), 312-317.
- 白澤 麻弓 (2017). 議論における発言の保障とジレンマ 「聴覚障害学生 の意思表示支援のために」編集グループ (編) 聴覚障害学生 の意思表示支援のために—合理的配慮につなげる支援のあり方— (pp.55-56) 国立大学法人筑波技術大学
- 鈴木 幸恵・馬場 陽子・小川 洋・山田 奈保子・原田 綾・松井 隆道・鶴岡 美果・大森 浩一 (2014). 福島県における人工内耳・補聴器装用時の就学後学習環境の実態調査—中学校教員へのアンケート— *Audiology Japan*, 57(6), 686-693.
- 丹治 敬之・野呂 文行 (2014). 我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題 障害科学研究, 38, 147-161.
- 鳥越 隆士 (2012). 聴覚障害児へのインクルーシブな教育実践に関する研究動向 特殊教育学研究, 50(1), 87-96.
- 鶴岡 宏美・石川 和代・白井 智子・増田 佐和子 (2013). 通常学級から聾学校へ転校した聴覚障害児についての検討 *Audiology Japan*, 56(6), 757-762.
- 「聴覚障害学生 の意思表示のために」編集グループ (2017). 聴覚障害学生 の意思表示支援のために—合理的配慮につなげる支援のあり方— 筑波技術大学
- 安田 遙・濱田 豊彦・大鹿 綾 (2012). 通常の学級に在籍する聴覚障害児の学級適応 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, 10, 25-31.
- 四日市 章 (1993). 聴覚障害児の学力をめぐる特殊教育学研究, 31(3), 53-56.
- 雪丸 武彦・石井 拓児 (2020). 合理的配慮と教育行政研究の課題 日本教育行政学会年報, 46, 180-181.
- 脇中 起余子 (2013). 「生活言語/学習言語」と「9歳の壁」「9歳の壁」を超えるために—生活言語から学習言語への移行を考える— (pp.26-36) 北大路書房

要約

2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」に続いて、日本では法制度の整備が行われ、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定が行われた。これにより、障害者の合理的配慮の権利が確立され、本人の意向と協議に基づいた合理的配慮が重要視されている。高等教育機関での合理的配慮に関する研究は存在するが、聴覚障がいを持つ児童のインクルーシブ環境における課題については研究が不足している。そのため、本稿では聴覚障がい児が抱える課題を検討する。

聴覚障がい児がインクルーシブ環境で学ぶ際の主な課題は、聞き取りの困難さ、学習における遅れ、友人関係の悩み、教師の理解不足などがある。特に、聞き取り環境の影響が大きく、学力や言語力の遅れも顕著である。聴覚障がい児の友人関係も影響を受け、対人コミュニケーションに課題があり、心理的な問題も報告されている。また、教師の理解と配慮も不可欠である。その他、軽度・中等度の聴覚障がいを持つ児童にも課題が存在し、支援が必要である。補聴援助システムや支援員の配置、教育環境の整備などが支援策として考えられている。また、聴覚障がい児自身が自己認識や意思表示のスキルを持つことが重要であり、セルフアドボカシー能力の育成が求められている。これには教育機関での支援が必要であり、専門的な指導や環境整備が必要である。

大学段階でのセルフアドボカシーの重要性も指摘されており、支援体制やコミュニティの存在が影響を与える。また、教育機関での合理的配慮においても、教員の理解と協力が不可欠である。インクルーシブ環境で学ぶ聴覚障がい児に対して、多様な支援とセルフアドボカシー能力の育成が必要である。

キーワード：聴覚障がい教育、合理的配慮、合意形成、意思表示、セルフアドボカシー